

富医発第187号

2024年5月24日

病院・有床診療所の長 殿

公益社団法人 富山県医師会
入院生活やすらぎ事業運営委員会

会長 村上 美也子

(公 印 省 略)

令和6年度富山県入院生活やすらぎ事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会では富山県からの受託事業として「入院生活やすらぎ事業（入院うるおい生活事業）」を実施しており、昨年度は28医療機関、延べ89件の助成を行いました。

つきましては、今年度も引き続き事業を実施いたしますので、助成対象事業があれば、別紙にご留意のうえ、別添申請書により当該事業実施後1ヵ月以内（最終提出期限は令和7年3月31日まで）に申請くださるようご案内いたします。

なお、予算額に達した時点で助成は打ち切りとさせていただきます。そのため申請された全件について助成ができないこともありますので、早めに事業を実施くださるようお願いいたします。

このことは「医報とやま」6月15日・7月1日号に掲載いたします。

「入院うるおい生活事業」の内容及び留意事項

・事業目的

入院患者が病・医院において生活をおくるうえで、少しでもうるおいがもてるよう病・医院が開催するミニコンサート、落語等の文化的な実施内容に対して助成を行う。

・助成対象内容

〈例〉各種演奏会

演芸会（落語、手品、民謡、踊り、腹話術、紙芝居、洋舞、民舞、日舞、獅子舞競演会、チアリーダー、サウンドマシン等）
音楽会（独唱、合唱、お遊戯、カラオケ、声楽、リズム体操等）
交歓会（ゲーム大会、花火大会、クリスマス会、園児と交流、盆踊り大会、祭り、節分会、もちつき大会、のど自慢等）
作品展（七夕、彫刻、手芸、絵画、工芸、陶芸、書初め等）
その他（茶会、映画会、お化粧講習、しょうぶ湯、祭神天等）

※ 令和4年4月から実施した分が対象で、内容を「入院生活やすらぎ事業運営委員会」（県医師会内に設置）で審査の上、助成の交付決定をします。

前期（4～9月申請分）は11月交付、後期（10～3月申請分）は令和5年4月交付予定です。

・助成額

1病・医院あたりの助成限度額は年間10万円（消費税込み）とし、申請1回につき 1千円以上2万円（消費税込み）以内で、百円未満の金額は切り捨てます。

※助成金は、主に演者への謝礼等にあてるものとします。

※予算額に達した時点で交付は打ち切りとします。早めの事業実施をお願いします。

・注意事項

1) 事業実施後1ヵ月以内にその都度申請して下さい。

2) 謝礼以外の「飲食代」や「景品・粗品代」などは、対象となりません。

3) 比較的長期使用に耐え得る備品や本事業以外の用途に使用できる物品等の購入は対象となりません。

例：音響設備（ラジカセ）、イベント用衣装（高額な物）

4) 実施前に、院内で案内パンフレット等を下記の掲示例に従って作成、掲示することが必要です。

【院内掲示例】

保育園児との交流会（お遊戯と歌）

日時 令和○年○月○日（○） 午後○時～

場所 ○階 ○○

主催 富山県

県医師会入院生活やすらぎ事業運営委員会

□□□□□（←医療機関名を記入）

「入院うるおい生活事業」の事務の流れ

富山県医師会

入院生活やすらぎ事業運営委員会	病 医 院	備考
①事業実施の案内 → ⑤交付申請書受領 ↓ ⑥実施概況一覧表の作成 ↓ ⑦審査、交付決定 ↓ ⑧交付決定一覧表の作成 ↓ ⑨助成金交付・振込	②案内受領 〔 実施日、実施内容等 院内で検討 〕 ↓ ③実 施 ↓ ④助成金交付申請書の提出 〔 写真又は院内での案内 パンフレット、領収証等 〕 添付 ※実施後1ヵ月以内にその都度申請 (最終申請締切：3月31日必着)	
	→ ⑩受領	